様式第六号

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前第　四半期累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
［略］		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××
（記載上の注意）		
［１．～５．　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～五十五　略］	［一～五十五　同上］
五十六　市場参加者　時価の算定の対象となる資産若しくは負債に関する取引の数量及び頻度が最も大きい市場、当該資産の売却による受取額を最も大きくすることができる市場又は当該負債の移転による支払額を最も小さくすることができる市場において売買を行う者であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。	［号を加える。］
イ　それぞれ独立しており、関連当事者（第十五条の四に規定する関連当事者をいう。）でないこと。	
ロ　当該資産又は当該負債に関する知識を有しており、かつ、全ての入手可能な情報に基づき当該資産又は当該負債について十分に理解していること。	